

○観音寺市子ども医療費助成に関する条例

平成20年6月30日条例第27号

改正

平成22年3月26日条例第9号

平成23年6月28日条例第12号

観音寺市子ども医療費助成に関する条例

(目的)

**第1条** この条例は、乳幼児及び児童生徒（以下「子ども」という。）の医療費の一部をその保護者に助成することにより、子どもの疾病の早期発見と治療を促進し、もって子どもの保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

**第2条** この条例において「子ども」とは、乳幼児（満6歳に達した日以後の最初の3月31日までの者）及び児童生徒（満15歳に達した日以後の最初の3月31日までの者のうち乳幼児以外のもの）をいう。

2 この条例において「保護者」とは、親権を行う者、後見人その他の者で子どもを現に監護する者をいう。

3 この条例において「医療保険各法」とは、次の各号に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- (6) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

4 この条例において「保険給付」とは、医療保険各法に規定する療養の給付並びに保険外併用療養費、訪問看護療養費、家族療養費及び家族訪問看護療養費の支給をいう。

5 この条例において「一部負担金等」とは、医療保険各法の規定により、保険給付を受ける者が負担すべき額をいう。

6 この条例において「保険医療機関等」とは、医療保険各法に基づく病院、診療所、薬

局、指定訪問看護事業者及び保険者が特に認めたものをいう。

(助成対象者)

**第3条** この条例に定める医療費の助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）

は、医療保険各法の規定による被保険者又はその被扶養者であり、かつ、観音寺市の区域に住所を有する子ども（以下「対象となる子ども」という。）の保護者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する子どもの保護者については、助成対象としない。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者

(2) 児童生徒のうち、観音寺市重度心身障害者等医療費助成に関する条例（平成20年観音寺市条例第29号）第3条に規定する対象者

(3) 児童生徒のうち、観音寺市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例（平成20年観音寺市条例第28号）第3条に規定する対象者

(医療費の助成)

**第4条** 市長は、前条に定める助成対象者に対し、対象となる子どもに係る一部負担金等（附加給付等があるときは、その額を控除した額）を助成するものとする。

(助成の方法)

**第5条** 市長は、前条に定める助成すべき額を、当該助成対象者に代わり、当該保険医療機関等に支払うことができる。ただし、助成対象者が保険医療機関等に助成すべき額を支払った場合は、助成対象者の申請に基づいて助成するものとする。

2 市長は、前項の規定による保険医療機関等に支払うべき額の審査及び支払いに関する事務を社会保険診療報酬支払基金法（昭和23年法律第129号）による社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険法第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会に委託することができる。

(損害賠償の返還)

**第6条** 市長は、助成対象者が対象となる子どもに係る疾病又は負傷に関して損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、子ども医療費の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成した子ども医療費の額に相当する金額の全部若しくは一部を返還させることができる。

(不正利益の返還)

**第7条** 市長は、偽りその他不正な行為により第4条に定める助成を受けた者がいるときは、その者から当該助成した金額の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

**第8条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成20年8月1日から施行する。
- 2 観音寺市市民医療費助成条例（平成17年観音寺市条例第86号）は、廃止する。
- 3 平成20年8月1日前に受けた保険給付に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

#### 附 則（平成22年3月26日条例第9号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

#### 附 則（平成23年6月28日条例第12号）

- 1 この条例は、平成23年8月1日から施行する。ただし、第5条第3項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 平成23年8月1日前に受けた保険給付に係る医療費の助成については、なお従前の例による。